

## 重要事項説明書（おおとみキッズ・大井川東・西・南放課後児童クラブ）

当事業所が提供する学童保育の内容に関し、あなたに説明すべき重要事項は次の通りです。

### 1 事業者の概要

|            |                |
|------------|----------------|
| 事業者の名称     | 焼津市社会福祉協議会     |
| 主たる事務所の所在地 | 焼津市大覚寺三丁目2番地の2 |
| 電話番号       | 054-621-2941   |
| 法人の種別及び名称  | 社会福祉法人         |
| 代表者職       | 会長             |
| 代表者氏名      | 岩崎 四郎          |

|         |                       |
|---------|-----------------------|
| 事業所の名称  | 放課後児童クラブ「おおとみキッズ」     |
| 事業所の所在地 | 焼津市中根新田637 焼津市立大富小学校内 |
| 電話番号    | 054-624-5027          |
| 受託年月日   | 平成22年4月1日             |
| 事業の実施地域 | 大富小学校学区               |
| 生活室面積   | 74.99㎡                |

|         |                       |
|---------|-----------------------|
| 事業所の名称  | 大井川東放課後児童クラブ          |
| 事業所の所在地 | 焼津市宗高428 焼津市立大井川東小学校内 |
| 電話番号    | 054-662-0687          |
| 受託年月日   | 平成25年4月1日             |
| 事業の実施地域 | 大井川東小学校学区             |
| 生活室面積   | 91.24㎡                |

|         |                          |
|---------|--------------------------|
| 事業所の名称  | 大井川西放課後児童クラブ             |
| 事業所の所在地 | 焼津市上泉1688-1 焼津市立大井川西小学校内 |
| 電話番号    | 054-662-1912             |
| 受託年月日   | 平成25年4月1日                |
| 事業の実施地域 | 大井川西小学校学区                |
| 生活室面積   | 91.24㎡                   |

|         |              |
|---------|--------------|
| 事業所の名称  | 大井川南放課後児童クラブ |
| 事業所の所在地 | 焼津市利右衛門856-9 |
| 電話番号    | 054-662-0812 |
| 受託年月日   | 平成25年4月1日    |
| 事業の実施地域 | 大井川南小学校学区    |
| 生活室面積   | 81.00㎡       |

## 2 事業者の職員の概要

| 職 種 | 勤務の体制        |
|-----|--------------|
| 施設長 | 各クラブ常勤 1人    |
| 支援員 | 各クラブ非常勤 3～7人 |

## 3 学童保育の提供時間

| 通常時間（月曜日～金曜日） | 土曜日                                             | 長期休暇日      |
|---------------|-------------------------------------------------|------------|
| 13:00～18:30   | 7:30～17:30                                      | 7:30～18:30 |
| 保育をしない日       | 日曜、祝日、8月13日～16日、12月29日～翌年1月4日<br>各小学校の引き取り訓練実施日 |            |

## 4 学童保育の運営方針

本クラブの支援員は、児童の心身の特性を踏まえ、遊びを通じて児童の自主性・創造性・社会性を高め、さらに家庭的な雰囲気と温かい環境の中で情緒的な安定を図り、児童の安全と健全な育成を目指します。また保護者、小学校、地域、行政と連携し適切な事業の実施に努めます。

## 5 利用料金

（1）当クラブの利用料金は次の通りです。

|             |
|-------------|
| 10,000円 / 月 |
|-------------|

ア 月の途中入所・退所となった場合でも一カ月分をご負担いただきます。

イ 退所届の提出がなく、自己の都合により月の利用が一度もなかった場合でも利用料をご負担いただきます。

ウ 土曜日のご利用（学校の振替休日を含む）は、1日につき1人500円が加算されます。

エ おやつ代として、児童1名につき2,000円を利用料に加算させていただきます。

（2）その他の費用

特別行事参加費等の費用は別途請求いたします。

（3）料金の支払い方法

保護者が当クラブに支払う料金の支払い方法については、口座振替による前払いとなります。土曜日のご利用料金及びその他の費用については、翌月の清算とさせていただきます。口座引落しは、利用する前月27日となります（27日が土・日・祝日の場合はそれぞれの翌日）。

## 6 学童保育の利用方法

（1）利用開始

ア 当クラブに入所申込書、就労証明書、入所希望の児童に障がいがある場合は、療育手帳、障がい者手帳の写しを、保護者が介護や看護、育児等で保育ができない場合は、それを証明する手帳・診断書等の写しを添付して提出してください。

イ 審査後、当クラブより入所の可否を連絡しますので、それにより利用を開始してください。なお5月以降で入所を希望される場合は、入所希望日の属する月の一カ月前までに申請書類を提出いただけないと、入所希望日に間に合わないことがありますのでご注意ください。

ウ 次年度も学童保育を希望される場合は、更新申請をしていただき、その申請内容により引き続きご利用いただくことが可能となります。

エ 保護者が就労先を変更した場合、変更後の就労証明書を速やかに提出してください。

## (2) 利用終了

### ア 学童保育を終了する場合

次に掲げる場合に限り学童保育を終了する事ができるものとします。

なお、退所届については学童保育の終了を希望する日の原則1カ月前までに提出してください。

○他の学区へ転校した場合

○同居家族の就労状況に変更があった場合

○その他事業者(会長)が特に必要と認めた場合

### イ 当クラブの都合で学童保育を終了する場合

現行の保育審査基準に該当しなくなったとき、または新たな保育基準が制定され、その基準に該当しない等、やむをえない場合は、学童保育を終了する場合があります。

その場合は学童保育終了日の30日前までに、文書により保護者に通知します。

### ウ 次の場合は、学童保育は自動的に終了します。

○保護者が期限内に更新申請を提出しない場合

### エ その他

○当クラブが、正当な理由なく学童保育を提供しない場合及び、守秘義務に違反した場合、並びに保護者等に社会通念を逸脱する行為を行った場合、保護者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を終了することができます。

○保護者が学童保育の利用料金を正当な理由なく二カ月以上滞納し、催告を再三したにもかかわらず支払わないとき、及び保護者が当クラブに対してこの契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、文書で保護者に通告することにより、直ちにこの学童保育を終了させていただく場合があります。

○自然災害等の発生により、クラブ運営が困難になった場合。

## 7 学童保育の内容

(1) 遊びを通じて児童の自主性および社会性の向上を図ります。

(2) 児童の自主学習に対する援助を行います。

(3) 児童の安全および健康管理を行います。

(4) 児童の保護者、小学校および地域、行政との連携を図ります。

(5) その他児童の健全な育成を図るために必要な措置を講じます。

## 8 緊急時の対応

学童保育中の怪我や病気等身体に変化があった場合は、救急病院等に受診することがあります。その際の交通費につきましては、保護者の負担となります。また必要に応じ、保護者の指定された緊急連絡先に連絡します。

## 9 傷害保険等の内容

当クラブで加入している保険は次のとおりです。

(1) クラブ利用者傷害保険(利用者本人の過失により発生した怪我等)

死亡・後遺障害 3,000千円 入院日額 3,000円 通院日額 1,500円

(2) クラブ管理者賠償責任保険(保険会社により、職員の過失が認められた怪我等)

身体障害賠償責任 50,000千円(1名支払限度額) 100,000千円(1事故支払限度額) 財物賠償責任 5,000千円

(3) 生産物(不良製造・加工品損害担保10% 不良完成品損害担保10%)

身体賠償責任 10,000千円(1名支払限度額) 100,000千円(1事故支払限度額)

※ 保険の適用期間は、事故発生の日を含め、180日以内となります。また、クラブ利用者傷害保険はクラブ内での活動や、所外行事等の活動、クラブの行き帰りが対象となりますが、帰宅途中に買い物等寄り道をする、そこから自宅までの帰り道は保険の給付対象外になりますので、ご注意ください。(自動車、バイク等任意保険が適用される場合も給付の対象になりません)

10 クラブへの出席停止

(1) 感染症等の病気にかかった児童は、医師の診断による許可があるまでクラブへの出席を停止とさせていただきます。

(2) 病気が完治した場合は、完治証明書をクラブに提出して下さい(コピー可)。

11 苦情処理

保護者は当クラブの学童保育活動について、いつでも苦情を申し立てることができます。

保護者は当事者に苦情を申し立てたことにより、何らの差別待遇を受けません。

苦情相談窓口 焼津市社会福祉協議会大井川支所 担当 川村 法美

電話番号 054-662-0610

受付時間 月曜日～金曜日 午前9時～午後5時

その他、市に苦情を申し立てることができます。

焼津市教育委員会事務局 学校福祉部 家庭支援課

電話番号 054-631-6978

令和 年 月 日

(利用者)

当重要事項説明書を確認し、学童保育に関する内容を承諾しました。

住 所 \_\_\_\_\_

保護者氏名 \_\_\_\_\_ 印

児童氏名 \_\_\_\_\_

## 放課後児童クラブご利用に関する注意事項

- ・ 入学式前は午前中のみのご利用をお願いしております。
- ・ 4月中は可能な限り早めのお迎えにご協力をお願いします。また、土曜保育もご利用いただけませんので予めご了承ください。

※児童にとって、4月は環境が大きく変化し、疲れやすく、また体調を崩しやすい時期です。児童が長期的に楽しいと思えるクラブ生活を送るため、御協力頂きますようお願い致します。



# 児童クラブの 1 日

## 【平常保育】

11:00～ 開所  
13:00～15:00 順次登所（検温・うがい・手洗い）  
13:00～16:00 宿題・自由遊び(室内)または外遊び  
16:00 頃 おやつ  
～18:30 自由遊び室内または外遊び  
18:30 クラブ閉所

◎開所時間は学校の下校時間に合わせて変更します。

（11 時前に下校の際は、下校時間に合わせてクラブを開所します）

◎給食がない日はお弁当を持参してください。

◎延長保育は行っていない為、閉所時間までに必ずお迎えに来てください。

## 【1 日保育】

7:30～ 開所・順次登所  
検温・うがい・手洗い  
7:30～9:30 学習時間  
9:00～12:00 自由遊び(室内)または外遊び  
12:00～13:00 昼食  
13:00～14:30 休息  
15:00 頃 おやつ  
15:30～18:30 自由遊び(室内)または外遊び  
18:30 クラブ閉所

◎1 日保育は、春・夏・冬休み、毎週土曜日、学校振替休日に実施します。

（お弁当持参をお願いします）

◎学習時間には、学校から出された課題、ドリル、問題集などご家庭で用意して  
頂いたものをやります。

◎クラブ開所時間前の児童受入れは出来ませんので、利用時間厳守をお願いします。

◎延長保育は行っていない為、閉所時間までに必ずお迎えに来てください。

## 《お願い》

☆土曜日及び学校の振替休日は特別保育となるので、利用されたい方は事前の申し込み

が必要となります。申し込み方法については、入所が決定次第文書にてご案内させていただきます。

☆季節に応じて、クラブで行事を行います。行事内容により、お迎えの時間、参加料をお願いする  
可能性がありますので、毎月配布するおたよりをご確認ください。

# 非常災害発生時の対応について

## 1. 東海地震等の大型地震の注意や警報情報が出されたとき

### (1) 児童が当所にいるとき

- ①全ての活動を中止します。地震発生時には児童を各小学校舎に避難させます。
- ②避難場所で、保護者の迎えを待たせます。
- ③保護者の迎えのあった児童は、支援員の確認のもと、保護者と共に退所していただきます。
- ④保護者の迎えがない、または保護者と連絡がとれない場合は、避難場所で迎えが来るまで待機させます。

注：お迎えの方が通常お迎えに来られる方と異なる場合は、その旨を保護者から支援員に連絡して下さい。

連絡のない場合は、お迎えの方が見えても引き渡しを行いません。

### (2) 児童が在宅時の場合

- ①閉所とします。児童を来所させないでください。
- ②開所の知らせがあるまで臨時閉所とします。

注：お問い合わせは各小学校ではなく、利用される児童クラブ、非常用携帯電話にお願いします。

### (3) 児童が学校にいる場合で学校から保護者に直接引き渡しの連絡が行われた場合は、下記に従って下さい。

注：支援員による小学校での児童の引き取りはいたしません。保護者の方から支援員への引き取り依頼はお断りいたしますので、保護者の方が小学校へ児童の引き取りを行ってください。

## 2. 児童が学校にいる場合で学校から集団下校（早い下校）の連絡が行われた場合は、下記によります。

○児童の下校時間に合わせクラブを開所しますので、児童はクラブで待機することができます。

但し、通常よりも早めのお迎えをお願いします。

\*学校から集団下校の通知が届き、クラブには来所させずにそのまま集団下校をさせたい場合は、学校と児童クラブの双方にその旨を伝えるようにして下さい。

## 3. 台風接近などによる特別警報・警報が発令されたとき

### (1) 登校以前に学校が休校と判断した場合。

○放課後児童クラブも閉所となります。

### (2) 登校後に特別警報が発令され、学校から保護者への引き渡しが連絡された場合は項1（3）によります。

### (3) 登校後に特別警報・暴風警報が発令され、学校から集団下校の連絡がきた場合は項2によります。

#### 4. その他の災害時について

- (1) 登校以前に大雨や雷等があり、登校が危険と保護者が判断した場合。  
○登校させずに学校に連絡するとともに、児童クラブにご連絡下さい。
- (2) 登校後に大雨や雷等があり、学校から保護者への引き渡しの連絡がされた場合は項1 (3)によります。
- (3) 登校後に大雨や雷等があり、学校から集団下校の連絡がきた場合は項2によります。

#### 5. 学校長期休暇中、特別保育等の1日保育で台風の接近などによる警報等が発令されたとき

- (1) クラブ来所前に、特別警報、暴風警報(午前6時の時点)が発令された場合。  
○来所せずに、自宅待機となります。その後「きずなネット」にて、クラブの開所について連絡いたします。
- (2) クラブ来所後に、特別警報、暴風警報、地震に関する情報発表等が発令された場合。  
○状況に応じ、緊急連絡先、きずなネットへ連絡を入れさせて頂き、児童の引き取りをお願いします。

#### 6. 「きずなネット」について

- 上記以外で、必要に応じ「きずなネット」にて保護者へ連絡をします。事前に「きずなネット」の登録をお願いします。
- \*登録方法につきましては、クラブの入所が決定次第お知らせします。

|               |           |               |              |
|---------------|-----------|---------------|--------------|
| 電話連絡先         | ※非常時用携帯電話 | 080-2838-7762 | (4クラブ共通電話番号) |
| ◎おおとみキッズ      |           | 624-5027      |              |
| ◎大井川東放課後児童クラブ |           | 662-0687      |              |
| ◎大井川西放課後児童クラブ |           | 662-1912      |              |
| ◎大井川南放課後児童クラブ |           | 662-0812      |              |

非常災害が起きた時、または警報等が出た場合の連絡先はクラブ開所時間(平日11時～18時30分土曜7時30分～17時30分 長期休業 7時30分～18時30分)以外は上記の非常時用の携帯番号までおかけください。クラブに関してのご質問等は学校には問合せをせずに、直接クラブまでお願いいたします。

また、非常時用携帯電話は通常時のクラブ欠席の連絡等には使用できませんのでお願いいたします。